

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年10月28日
【事業年度】	第18期（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）
【会社名】	株式会社プラス
【英訳名】	Brass Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河合 達明
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目36番20号
【電話番号】	052-571-3322
【事務連絡者氏名】	専務取締役 河合 智行
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目36番20号
【電話番号】	052-571-3322
【事務連絡者氏名】	専務取締役 河合 智行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月
売上高 (千円)	8,966,816	9,711,990	10,390,299	7,987,918	9,343,894
経常利益又は経常損失 () (千円)	792,933	709,336	582,050	817,936	509,547
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	495,208	226,681	369,322	1,183,382	169,612
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	534,556	534,556	534,556	534,556	100,000
発行済株式総数 (株)	5,709,300	5,709,300	5,709,300	5,709,300	5,709,300
純資産額 (千円)	3,153,126	3,322,714	3,623,525	2,321,692	2,491,305
総資産額 (千円)	8,462,262	9,297,151	10,479,995	12,321,169	11,682,156
1株当たり純資産額 (円)	552.28	581.98	634.67	410.98	441.01
1株当たり配当額 (円)	10.00	12.00	12.00	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	88.15	39.70	64.69	208.56	30.02
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	37.3	35.7	34.6	18.8	21.3
自己資本利益率 (%)	17.3	7.0	10.6	39.8	7.0
株価収益率 (倍)	12.09	20.18	10.25	-	16.69
配当性向 (%)	11.3	30.2	18.6	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,167,550	1,125,090	929,448	790,641	1,458,233
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,814,690	1,291,236	2,048,648	954,627	201,109
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	410,071	442,897	926,216	1,349,464	851,575
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	672,572	949,324	756,340	1,941,818	2,347,367
従業員数 (人)	342	396	406	454	450
(外、平均臨時雇用者数)	(743)	(763)	(826)	(886)	(925)
株主総利回り (%)	192.1	147.0	124.5	90.2	95.5
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(125.1)	(138.3)	(126.5)	(124.0)	(161.0)
最高株価 (円)	3,150	1,179	802	944	651
	1,436				
最低株価 (円)	2,186	801	470	351	385
	910				

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第14期から第16期まで及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第17期については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第17期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は年間平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。
7. 当社は、2016年11月1日付及び2017年1月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 第14期の1株当たり配当額は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部への市場変更に伴う記念配当が2円50銭含まれております。
9. 2017年5月2日付の市場変更に伴う第三者割当増資により、普通株式を118,900株発行しております。
10. 最高株価及び最低株価は、2017年4月7日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
11. 印は、株式分割（2016年11月1日、1株 2株及び2017年1月1日、1株 2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

2【沿革】

当社代表取締役社長である河合達明は、1998年愛知県一宮市に結婚式司会者派遣を目的とする会社として、現在の株式会社プラスの前身である「有限会社プラス」を創業いたしました。

その後、2003年に愛知県一宮市に第1号店として「ルージュ：ブラン」を開店し、2004年に「株式会社プラス」へ組織変更いたしました。

1998年4月	結婚式司会者派遣を目的として愛知県一宮市に有限会社プラス（資本金3,000千円）を設立
2003年2月	愛知県一宮市に第1号店として「ルージュ：ブラン」を開店
2004年3月	株式会社プラス（資本金10,000千円）に組織変更
2004年11月	愛知県日進市に「オレンジ：パール」を開店
2004年12月	日本証券業協会のグリーンシート銘柄に指定
2005年5月	愛知県岡崎市に「ブルー：ブラン」を開店
2005年12月	愛知県名古屋市に「ブルー：レマン自由が丘」を開店（現「ブルーレマン名古屋」）
2006年4月	愛知県一宮市の「ルージュ：ブラン」をリニューアルOPEN
2007年3月	愛知県安城市に「ブラン：ページ」を開店
2007年11月	日本証券業協会のグリーンシート銘柄の指定取消
2008年2月	愛知県常滑市に「マンダリンポルト」を開店
2008年10月	岐阜県羽島市に「ヴェールノアール」を開店
2009年6月	愛知県豊橋市に「ルージュアルダン」を開店
2010年2月	愛知県豊田市に「アーjentパルム」を開店
2011年1月	三重県鈴鹿市に「ミエルクローチェ」を開店
2011年6月	愛知県岡崎市の「ブルー：ブラン」をリニューアルOPEN
2012年2月	愛知県名古屋市に「ヴェルミヨンバーグ」を開店
	愛知県名古屋市にドレスショップ「B・DRESSER丸の内」をOPEN
2012年5月	愛知県名古屋市に「ブルーレマン名古屋」をリニューアルOPEN
2013年6月	静岡県浜松市に「マンダリンアリュール」を開店
2014年4月	愛知県名古屋市西区に本社を移転
2014年6月	静岡県静岡市に「ラピスアジュール」を開店
2015年5月	愛知県名古屋市に「クルヴェット名古屋」を開店
2016年3月	東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスに株式を上場
	三重県四日市市に「ミエルシトロン」を開店
2016年6月	三重県津市に「ミエルココン」を開店
2017年1月	愛知県名古屋市に和装専門レンタルセレクトショップ「翔風館」をOPEN
2017年3月	大阪府大阪市に「ブランリール大阪」を開店
2017年4月	東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に市場変更
2017年7月	株式会社ビーラインよりプライダル事業（ヴィラエッフェ）の譲受
2017年7月	静岡県静岡市に「ラピスコライユ」を開店
2017年10月	静岡県沼津市に「オリゾンブルー」を開店
2018年10月	静岡県浜松市にドレスショップ「B・DRESSER浜松」をOPEN
2019年2月	BRASS USA INC.（現 非連結子会社）を設立
2019年4月	大阪府大阪市に「ブルーグレース大阪」を開店
2019年6月	静岡県浜松市に「アールオレンジ」を開店
2019年9月	愛知県名古屋市にレストラン「窯焼きステーキ焚火（TAKIBI）」をOPEN
2019年11月	愛知県名古屋市中村区に本社を移転
2019年11月	愛知県名古屋市に焼き菓子・ケーキ専門店「Buttery（バター）」をOPEN
2020年1月	愛知県名古屋市にドレスショップ「B・DRESSER名古屋駅前」をOPEN
2020年3月	千葉県船橋市に「アールハーブ」を開店
2020年4月	京都府京都市に「アールテラス鴨川」を開店
2020年9月	愛知県名古屋市に映像・写真・グラフィックデザイン事業「株式会社lyrics（リリックス）」 （現 非連結子会社）を設立

3【事業の内容】

当社は、完全貸切のゲストハウスにおいて、挙式・披露宴に関する企画・運営等を行うウエディング事業を、東海地方を中心（愛知・岐阜・三重・静岡・大阪・京都・千葉）に展開しております。当社の事業セグメントは「ウエディング事業」の単一セグメントであります。

当社のウエディング事業は、従来からあった結婚式のスタイル（専門式場・ホテル・レストラン）ではなく、「完全貸切型のゲストハウス」とし、すべての店舗が「1チャペル、1パーティ会場、1キッチン」のスタイルであります。完全貸切型であるため、ガーデンやテラスを使った演出や、会場全体を使った装飾等のアレンジが可能であり、顧客である新郎新婦と参列するゲストに「完全なプライベート空間」を提供しております。

また、1パーティ会場であることから、結婚式場としては小型店舗であるため、用地確保の難しい大都市から、人口が比較的少ない郊外においても出店を可能としております。店舗の形態としては、人口約20万人以上の地方都市を主軸に出店する「郊外型店舗」、人口約100万人の都市に出店する「都市型店舗」、都心部への出店を可能とする「都心型テナント入居店舗」の3形態が存在し、地域の規模・特性に合わせて事業展開しております。

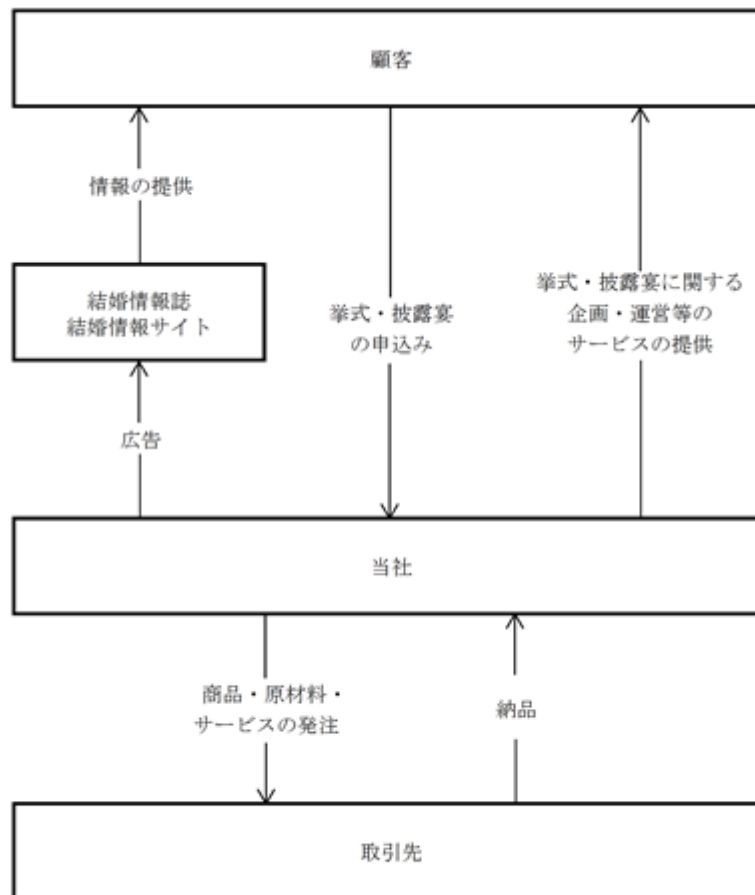
当社では、新郎新婦の新規来館から打合せ、結婚式当日の対応までを1人のウエディングプランナーが担当する「ウエディングプランナー一貫制」を採用しており、新郎新婦の様々な要望に対応し信頼関係を築き上げ、結婚式当日は全スタッフが一丸となって、おふたりらしいオリジナル感あふれる「それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式」をつくり上げております。

結婚式当日の料理は、出来立てを参列するゲストに提供できるよう、パーティ会場にはオープンキッチンを併設しており、旬の食材を取り入れた本格フランス料理を提供しております。

更に、当社では新郎新婦とのつながりを重要視しているため、結婚式を挙げた新郎新婦をそれぞれの式場に招待し、「夏祭り」を毎年開催し、挙式後も新郎新婦とつながっていただける場所を提供しております。

以上に述べた事項を事業系統図に示しますと、次のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
450 (925)	27.7	4.8	3,822

当社はウエディング事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	従業員数(人)
ウエディング事業本部	433 (918)
管理本部	17 (7)
合計	450 (925)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間平均雇用人数を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は組成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社は「それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式を創る」の企業理念のもと、「完全貸切ゲストハウス・ウエディングプランナー一貫制・オープンキッチン」というウエディングスタイルを創業当時から貫いております。当社のすべての仕組みは「いい結婚式」を創るために存在しています。「いい結婚式」を増やすべく、全国に結婚式場を新設し、事業の成長を図ってまいります。

(2) 経営戦略等

当社は、事業の継続的な発展に注力し、売上高、経常利益、売上高経常利益率の向上を指標として安定的な成長と株主価値を高める努力を続けてまいります。また、継続した新規出店を可能にするのは、既存店舗の収益の維持・拡大が必要と考えております。トレンドの変化に素早く対応した広告戦略や店舗ディスプレイ等への適切な投資のもと、集客数と成約率の更なる向上を図り、新規出店のみならず、既存店の収益力向上を成長エンジンとして企業価値の向上を図ります。加えて、今後も持続的な成長を実現するには、継続的に新規出店等に投資を行っていく必要があり、投資の原資となるキャッシュ・フローを改善していく必要があると考えております。そのため、原価率の低減や販管費の管理に努めることはもちろん、出店戦略の多様化を図りながら出店コストを低く抑えることでキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

また、ウエディングプランナー一貫制は新郎新婦と十分な意思疎通を図ることができ、強い信頼関係が生まれます。この信頼関係はコロナ禍における結婚式実施への動機となります。その結果、延期・キャンセル数が限定的になること、少人数式への移行数が限定的になることへ繋がります。当社はコロナ禍における顧客対応全般を一貫制における長所とリンクさせて取り組んでいく方針です。

(3) 経営環境

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染拡大により、緊急事態宣言等政府や自治体からの度重なる営業活動への制限の要請を受け、業績へ大きな影響を受けております。いまだ収束時期は不透明であり、経済活動に影響を及ぼす状況が続くと予想されますが、今後さらにワクチン接種が普及していくことで業績は回復していく見通しです。このような環境において、「新しい生活様式」に準拠した当社独自の婚礼施行ガイドラインの策定や、全施設完全貸切型による安心・安全なイメージの発信等、当社の結婚式の価値を認識していただけるよう努めております。

また、日本国内の少子高齢化や未婚率の増加などを背景に、挙式・披露宴実施組数は緩やかに減少していくと予想されます。しかしながら、オリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウエディングの市場は、広く支持を集めております。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウエディングへ進出しているほか、受注競争の激化、少人数挙式の需要増等、業界における企業間の競争はますます激しくなると認識しております。このような状況下において、当社がウエディング事業を核に、中長期的に企業価値を高めていくために、当社は下記の事項を主な課題として取り組んでいく方針です。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

出店について

当社は、東海地方を中心に23会場を展開しておりますが、競争力の高いゲストハウスの展開は当社事業の根幹であり、出店条件や地域の特異性等、当社が対象とする顧客層を考慮した上で、店舗の採算性並びに資金繰りを検討し、出店候補地を決定しております。今後は出店戦略の多様化を図りながら、より効率的な店舗展開を進めていくことが重要な課題と認識しております。

人材の確保と育成

当社の主役ともいべきウエディングプランナーは新卒の採用を主体として、育成していく方針です。入社後は定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに対応できる接客力を向上させておりますが、スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めてまいります。

衛生管理の強化

当社の各会場は、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。また、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底していると共に、定期的に本社人員による店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っております。今後も法改正等に対応しながら、更に衛生管理体制を強化してまいります。

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社では、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるため、また、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。今後においても、管理部門の拡充、内部監査体制の充実及び監査役、監査法人との連携等を通して、更なる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

結婚式クオリティ強化を前提とした内製業務の推進

当社の主な内製業務は、婚礼料理の調理とドレスショップの運営です。それらの内製事業への経営資源・人的資源の投入により弊社の結婚式クオリティは堅持されております。今後は内製範囲を広げ結婚式クオリティを更に引き上げ、他社との更なる差別化を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を想定した利益創出体制の強化

完全貸切ゲストハウスゆえに可能となるウエディング業界最高水準の感染症対策の確立及び発信により、集客数の確保に努めます。更に一定程度の施行組数の減少及び1組当たりのゲスト数減少を想定し、割引体制の見直しや未招待ゲストへの対応による売上単価の維持等の施策により利益創出体制の強化に努めます。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標は、売上高、経常利益、売上高経常利益率であります。

当事業年度につきましては、売上高9,321,822千円、経常利益370,748千円、売上高経常利益率4.0%の目標に対して、売上高は想定内で推移し、経常利益においては予想を大きく上回る結果となりました。売上原価効率化の取り組みや販管費削減による損益分岐点の引き下げ効果もありましたが、第4四半期会計期間において、過去最高の挙式・披露宴実施組数となったことで大きく挽回する形となりました。通期では、売上高9,343,894千円、経常利益509,547千円となりましたが、当期純利益は減損損失の計上により予想値を下回る結果となりました。

2【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがありますが、これらに限定されるものではありません。

なお、本文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 市場について

総務省の国勢調査によると、わが国における結婚適齢期人口は減少傾向にあると予測されております。また挙式・披露宴を実施しないカップルや晩婚化というお客さまの意識の変化によっても挙式・披露宴市場の規模が縮小していく可能性があることを認識しております。今後、市場の縮小が急激であった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 婚礼スタイルについて

当社は、時代のニーズや各種トレンドを把握し、変化に対応していく方針ですが、ゲストハウス・ウエディングに変わる新たな婚礼スタイルが主流になり、変化への対応に遅れが生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合他社の影響について

当社は、店舗のデザインその他、人材の育成、サービスの充実等に注力し、他社との差別化を図っております。しかしながら、当社が運営する各会場と同一商圈に、競合企業が複数参入した場合や、異業種からの新規参入など、業界における他社との競合状況が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 出店について

当社は、出店候補地の立地条件や商圈動向、競合企業の動向、地域特性、採算性及び設備投資の内容等を総合的に検討しながら店舗展開を行っておりますが、出店条件に合致する物件が見つからない場合は、計画的な出店が進まず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、出店に際しては先行費用が発生するため、出店が集中した場合には、短期的に当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材確保と育成について

当社は、今後も継続的な店舗展開を図っていく方針であるため、十分な人材の確保が必要不可欠であり、少子化の影響によって雇用対象者数が減少する中、人材の確保及び育成を重要課題と考えております。当社では、新卒採用の拡大等で積極的に人材の確保を行うとともに、人材教育に努めております。

しかしながら、十分な人材の確保及び育成が出来ない場合には、計画通りの出店やサービスレベルの維持が困難となり当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

ゲストハウスの建築・改装について

当社が運営するゲストハウスの建築・改装につきましては、建築基準法、消防法、下水道法等による規制を受けております。

当社は、ゲストハウスの建築・改装にあたっては、外部設計事務所や建設会社に業務を委託し、法令を遵守した建築・改装を行っておりますが、これらの法令に抵触し、建築計画の遅れや施設の運営に支障が生じた場合、又は大規模な法令改正が行われた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

衛生管理について

当社は、挙式・披露宴時に料理や飲料を提供しているため、食品衛生法の規制対象となり、所轄保健所から営業許可証を取得し、事業を行っております。衛生面に関しましては、食中毒等の発生により営業停止等の事態が生じないよう、店舗ごとに食品衛生責任者を配置し、安全性と品質の確保に万全を期しております。また、外部専門機関による定期的な各種衛生検査を実施しておりますが、万一、食中毒等の事故あるいは、当社の意図しない原因による問題食材の使用等が発生した場合には、社会的信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社では結婚式等に関わる多くのお客様の個人情報を保持しております。これらの情報については、個人情報管理に関する規程を整備し、個人情報が記載された書類やデータについては保管庫における施錠管理やパスワード管理により管理を徹底しております。

しかしながら、不測の事態により個人情報が漏洩した場合には、社会的信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 差入保証金について

当社の店舗の用地については賃借により出店等を行うことを基本方針としており、すべての賃借店舗において保証金を差し入れております。差入保証金の残高は、2021年7月31日現在510,817千円であり、資産総額に占める比率は4.4%となっております。この保証金は、退店時には貸主から返還されることになっておりますが、貸主の財政状態の悪化等により、差入保証金の一部又は全部が返還されない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社都合による賃貸借契約の解除を行う場合、違約金の支払い又は保証金の放棄が必要となる場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 有利子負債依存度について

当社は、主に金融機関から、運転資金や設備投資を目的とした資金調達を行っております。有利子負債残高、有利子負債依存度及び支払利息は下表のとおりであります。

有利子負債残高の削減を進め、財務体質の強化に努める方針ではありますが、今後の金融情勢の変動により金利が大幅に上昇した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

	2020年7月期末	2021年7月期末
有利子負債残高(千円)	6,950,873	6,037,668
有利子負債依存度(%)	56.4	51.7
社債利息及び支払利息(千円)	24,452	25,170

(注) 1. 有利子負債残高は、短期及び長期借入金(1年内返済予定を含む)、社債(1年内償還予定を含む)、長期未払金の合計額であります。

2. 有利子負債依存度は、総資産に占める有利子負債の比率であります。

(9) 減損損失について

当社は、建物等の固定資産を保有しており、定期的に店舗ごとに減損兆候の判定を行うことで、経営効率の向上に努めております。しかしながら、市場環境の変化等により、今後著しく収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合には減損損失が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である河合達明は、当社の経営方針や戦略の決定等、事業活動上重要な役割を担っております。同氏に対し事業運営及び業務遂行において過度に依存しないよう、経営組織の強化・権限の委譲等により経営リスクの軽減を図るとともに、各分野での人材育成強化を行っておりますが、不測の事態により、同氏が職務を遂行できなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害について

当社は東海エリアを中心に23会場を展開しておりますが、これらの出店地域において予測不能の大規模な自然災害が発生し、施設に影響が生じ、事業を中断せざるを得ない状況になった場合は、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。更に、被害の程度によっては、店舗の修繕費等の費用が多額に発生する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) アルバイト就業者等への社会保険加入義務化の適用基準拡大について

当社は、店舗において多数のアルバイト就業者を雇用しております。アルバイト就業者に対し、社会保険加入の要件を満たす就業状況にある人員全てに加入を義務付けておりますが、今後アルバイト就業者への社会保険適用範囲の拡大が実施された場合、社会保険料負担の増加等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 商標権について

当社の使用する名称・商標等については、使用前に外部の専門家を通じて第三者の商標権を侵害していないかについて確認し、第三者の権利を侵害することがないよう努めております。しかしながら、今後第三者の権利保有する商標と類似する等、当該第三者の商標権を侵害していると認定され、損害賠償等の支払等を請求された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 売上の季節変動について

挙式・披露宴は、一般的に春（3月～5月）、秋（9月～11月）に多く行なわれる傾向があります。当社の各店舗においても、同様にこれらの月には挙式数が増加し、売上高が高くなっておりませんが、当社は7月決算であるため、各四半期にシーズン月が分散される形となっております。その結果、四半期ベースの業績では季節変動の影響は軽微なものとなっております。

なお、一年を通じて新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けましたが、前事業年度において実施する予定であった挙式・披露宴の一部が当事業年度に実施されたこと及び第4四半期におきましては、延期をせずに留まる割合が増加したことにより、売上が大きく増加しております。

2020年7月期

	第1四半期 (8～10月期)	第2四半期 (11～1月期)	第3四半期 (2～4月期)	第4四半期 (5～7月期)	年度計
売上高（千円）	2,976,996	2,736,259	1,875,124	399,538	7,987,918
構成比（％）	37.3	34.2	23.5	5.0	100.0

2021年7月期

	第1四半期 (8～10月期)	第2四半期 (11～1月期)	第3四半期 (2～4月期)	第4四半期 (5～7月期)	年度計
売上高（千円）	1,645,943	2,280,037	2,320,438	3,097,474	9,343,894
構成比（％）	17.6	24.4	24.8	33.2	100.0

(15) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化について

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）拡大による影響を受けて、当社では厳重な対策を講じた上で事業活動を継続しておりますが、既存店舗における稼働率低下による売上高の減少等、当事業年度及び翌事業年度の当社業績への影響が見込まれております。

当社の業績に与える本感染症の影響については、第5波により2021年8月に4度目の緊急事態宣言が発出されるなど、当初予想より長期化しております。今後、ワクチン接種率の上昇とともに挙式・披露宴の日程変更等は減少し、挙式・披露宴単価においてもコロナ前の水準に回復していくと想定しておりますが、本感染症の収束時期や影響の程度を正確に予測することは困難であり、不確実性が高い事象であるため、今後の本感染症の収束時期によっては、当社の業績への影響が長期化する可能性があります。

当社は、本感染症の感染拡大とその長期化に対する備えとして、手許資金を厚く保持し、財務基盤の安定性をより一層高めることを目的に、コミットメントライン契約等の締結及び資金の借入を実施しておりますが、今後の様々な状況を想定し、新規の資金調達についても検討を進めております。

また、本感染症の感染拡大防止及び従業員の安全を考慮し、従業員の感染リスクに対する取り組みとして、始業前の検温、勤務時のマスク着用、アルコール消毒、手洗い・うがい等を義務づけております。さらに、婚礼施設内各所において、アルコール消毒液の設置及び消毒の実施、定期的な換気と清掃等、衛生管理の徹底に努めながら運営しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出や外出の自粛要請により経済活動は大きく制限を受け、個人消費や企業活動が著しく停滞し、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するウエディング業界におきましても、度重なる緊急事態宣言等の発出、酒類の提供禁止措置等の影響により、婚礼施行の延期、挙式・披露宴受注数や招待者数減少の影響が継続し、企業収益に打撃を受けております。

このような環境の中、当社は「新しい生活様式」に準拠した当社独自のガイドラインを策定し、お客様及び従業員の健康と安全に十分配慮しながらサービスを提供してまいりました。当社のすべての会場は「1チャペル・1パーティ会場・1オープンキッチン」で、館内すべてを貸切にすることができ、密になりにくい開放的な空間です。また、「それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式を創る」との企業理念に基づき、当社の強みであるウエディングプランナー一貫制を活かして、新郎新婦と十分な意思疎通を図ることや意向に沿った対応、日程の延期等を希望される新郎新婦の想いを誠実に受け止め、柔軟な対応に努めてまいりました。

コロナ禍においても、2021年オリコン顧客満足度調査「ハウスウエディング部門」において総合第1位を獲得、4年連続で総合1位となるなど「いい結婚式」をつくる努力をしてまいりました。

しかしながら、度重なる緊急事態宣言等の発出による営業活動への制限を受け、当社を取り巻く経営環境は大変厳しいものになりました。このような状況においても、万全な感染拡大防止対策に取り組みながら施行を実施できたことにより、挙式・披露宴実施組数は2,573組（前年同期比29.0%増）となりました。

当社店舗数、受注数及び施行数の推移

	2017年7月期	2018年7月期	2019年7月期	2020年7月期	2021年7月期
店舗数(店)	18	19	21	23	23
受注数(組)	2,483	2,487	3,082	2,758	2,352
施行数(組)	2,422	2,521	2,643	1,995	2,573

売上原価の効率化の取り組みや、販管費においても配膳人員の最適化、設備投資計画の見直しなどあらゆる費用の削減を実施しており、できる限りの企業努力において損益分岐点の引き下げを図っております。一年を通して新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けましたが、第4四半期会計期間において過去最高の挙式・披露宴実施組数、営業利益及び経常利益を計上、最終損益では大きく挽回し、黒字着地となりました。

その結果、当事業年度における売上高は9,343,894千円（前事業年度比17.0%増）、営業利益327,802千円（前事業年度は営業損失989,951千円）、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置による雇用調整助成金141,242千円を営業外収益に計上したことなどにより経常利益509,547千円（前事業年度は経常損失817,936千円）、法人税等調整額53,823千円の計上、減損損失221,708千円を計上したことなどにより当期純利益169,612千円（前事業年度は当期純損失1,183,382千円）となりました。

なお、当社はウエディング事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ405,549千円増加し2,347,367千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は1,458,233千円（前事業年度は790,641千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益を282,894千円、減価償却費を713,796千円、減損損失を221,708千円、仕入債務の増加額を251,790千円、未払消費税等の増加額を209,612千円、法人税等の還付額を250,663千円及び雇用調整助成金の受取額を245,219千円計上した一方、前受金の減少額を675,947千円計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は201,109千円(前事業年度は954,627千円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出142,389千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は851,575千円(前事業年度は1,349,464千円の収入)となりました。これは主に、長期借入れによる収入800,000千円及び社債の発行による収入300,000千円により資金が増加した一方、短期借入金の純減額300,000千円及び長期借入金の返済による支出1,651,162千円等によるものであります。

施行、受注及び販売の実績

a. 施行実績

当事業年度における施行実績を示すと、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	
	施行数(組)	前年同期比(%)
ウエディング事業	2,573	129.0
合計	2,573	129.0

(注) 当社の事業区分は「ウエディング事業」の単一セグメントであります。

b. 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)			
	受注数(組)	前年同期比 (%)	受注残高(組)	前年同期比 (%)
ウエディング事業	2,352	85.3	2,511	87.0
合計	2,352	85.3	2,511	87.0

(注) 当社の事業区分は「ウエディング事業」の単一セグメントであります。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ウエディング事業	9,343,894	117.0
合計	9,343,894	117.0

(注) 1. 当社の事業区分は「ウエディング事業」の単一セグメントであります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は2,717,699千円(前事業年度末比120,958千円増)となりました。これは主に、未収還付法人税等(前事業年度末比234,323千円減)が減少したものの、新型コロナウイルス感染症の長期化に対する備えとして、資金の借入、社債の発行を実施し、現金及び預金(前事業年度末比405,552千円増)が増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は8,964,457千円(前事業年度末比759,971千円減)となりました。これは主に、減価償却費計上に伴い有形固定資産(前事業年度末比847,003千円減)が減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は4,081,177千円(前事業年度末比124,095千円減)となりました。これは主に、前事業年度において実施する予定であった挙式・披露宴が、当事業年度に施行された結果、前受金(前事業年度末比675,947千円減)が減少したこと及び借入金の返済により、短期借入金(前事業年度末比300,000千円減)が減少したものの、挙式・披露宴実施組数の増加に伴い買掛金(前事業年度末比251,790千円増)、未払消費税等(前事業年度末比209,612千円増)、未払法人税等(前事業年度末比167,102千円増)及び未払金(前事業年度末比83,036千円増)が増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は5,109,673千円(前事業年度末比684,529千円減)となりました。これは主に、社債の発行により、社債(前事業年度末比204,000千円増)が増加したものの、借入金の返済により長期借入金(前事業年度末比848,077千円減)が減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は2,491,305千円(前事業年度末比169,612千円増)となりました。これは、利益剰余金(前事業年度末比169,612千円増)が増加したことによるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

当事業年度の売上高は、挙式数が578組増加(前事業年度1,995組に対し、当事業年度2,573組)した結果、9,343,894千円(前事業年度比17.0%増)となり、1,355,975千円増加しました。これは主に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前事業年度において実施する予定であった挙式・披露宴の一部が当事業年度に実施されたこと及び第4四半期会計期間において、延期組数が限定的になったことで過去最高の挙式・披露宴実施組数となったことによるものであります。

(売上総利益)

当事業年度の売上原価は3,230,294千円(前事業年度比11.5%増)となり、331,988千円増加しました。これは主に、挙式・披露宴実施組数が増加したこと及び売上原価の効率化の取り組みによるものであります。

この結果、売上総利益は6,113,599千円(前事業年度比20.1%増)となり、1,023,986千円増加しました。

(営業損益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は5,785,796千円(前事業年度比4.8%減)となり、293,767千円減少しました。これは主に、販管費の削減により、備品・消耗品費を162,868千円、広告宣伝費を90,856千円及び設備投資計画の見直しにより、減価償却費を30,188千円、修繕費を20,267千円削減したことによるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は、327,802千円(前事業年度は営業損失989,951千円)となりました。

(経常損益)

当事業年度の経常利益は、509,547千円(前事業年度は経常損失817,936千円)となりました。なお、雇用調整助成金141,242千円を計上しております。

(当期純損益)

当事業年度の当期純利益は、169,612千円(前事業年度は当期純損失1,183,382千円)となりました。これは主に、西日本の1店舗について減損損失を221,708千円計上したことによるものであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「2. 事業等のリスク」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に関する情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析は、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

b. 資本の財源及び資金の流動性

運転資金としては、食材等の仕入や人件費その他の販売費及び一般管理費に関する支出などがあります。また、継続的な成長を実現するため、既存店のリニューアルや国内の拠点数の拡大を行ってまいります。運転資金や設備投資に必要な資金は、営業活動から創出されるキャッシュ・フローと、金融機関からの借入により賄っております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大とその長期化に対する備えとして、手許資金を厚く保持し、財務基盤の安定性をより一層高めることを目的に、8億円の資金の借入及び3億円の社債の発行を実施しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1. 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、ウエディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
当事業年度において実施した当社の設備投資の総額は101,916千円であります。
主要な設備投資は、レンタル用衣裳に26,875千円、営業支援システムに18,776千円の投資を実施いたしました。
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2021年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物	構築物	工具、器具 及び備品	土地	その他	合計	
本社 (愛知県名古屋市中村区)	本社機能	51,300	-	11,154	-	1,177	63,632	63 (35)
ルージュブラン (愛知県一宮市) 他18店舗	店舗設備	5,453,173	387,442	115,215	1,026,206 (10,510.4m ³)	-	6,982,038	299 (699)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具の合計であります。
4. 臨時従業員数(パートタイマー、アルバイト及び派遣社員を含む。)は、年間平均雇用人数を()外数で記載しております。
5. 上記の他、主要な賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積 (m ²)	年間賃借料 (千円)
本社 (愛知県名古屋市中村区)	本社機能	1,470.57	50,651
ヴェルミヨンバーグ (愛知県名古屋市中区)	店舗設備	832.00	45,302
ブランリール大阪 (大阪府大阪市北区)	店舗設備	1,044.41	68,400
アコールハーブ (千葉県船橋市)	店舗設備	1,088.86	28,183
アトールテラス鴨川 (京都府京都市下京区)	店舗設備	1,082.77	46,750

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,400,000
計	18,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年7月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年10月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,709,300	5,709,300	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	5,709,300	5,709,300	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年11月1日 (注)1	1,397,600	2,795,200	-	471,740	-	451,740
2017年1月1日 (注)2	2,795,200	5,590,400	-	471,740	-	451,740
2017年5月2日 (注)3	118,900	5,709,300	62,816	534,556	62,816	514,556
2021年7月15日 (注)4	-	5,709,300	434,556	100,000	-	514,556

- (注)1. 2016年9月14日開催の取締役会決議により、2016年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
2. 2016年12月12日開催の取締役会決議により、2017年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
3. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 1,056.62円
資本組入額 528.31円
割当先 東海東京証券株式会社
4. 資本金の額の減少
2021年7月14日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少に関する議案が承認可決されたため2021年7月15日をもって資本金の額434,556千円を減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えております。

(5)【所有者別状況】

2021年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	14	21	33	25	8	4,698	4,799	-
所有株式数(単元)	-	2,155	1,951	637	751	18	51,555	57,067	2,600
所有株式数の割合(%)	-	3.77	3.42	1.12	1.32	0.03	90.34	100.00	-

(注)自己株式60,200株は、「個人その他」に602単元を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
河合 達明	愛知県名古屋市東区	2,770,000	49.03
河合 智行	愛知県稲沢市	302,000	5.35
吉岡 裕之	大阪府茨木市	250,000	4.43
プラス社員持株会	愛知県名古屋市千種区名駅2丁目36番20号	142,000	2.51
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	86,400	1.53
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	78,100	1.38
植木 勝也	東京都八王子市	70,500	1.25
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	47,400	0.84
大脇 久嗣	愛知県名古屋市千種区	40,000	0.71
牧 秀光	愛知県日進市	40,000	0.71
計	-	3,826,400	67.73

(注) 1. 当社は自己株式は60,200株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 60,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,646,500	56,465	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 2,600	-	-
発行済株式総数	5,709,300	-	-
総株主の議決権	-	56,465	-

【自己株式等】

2021年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社プラス	愛知県名古屋市 中村区名駅二丁 目36番20号	60,200	-	60,200	1.05
合計		60,200	-	60,200	1.05

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の 総額(円)	株式数(株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	60,200		60,200	

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標の一つとして認識しており、財政状態・経営成績・事業計画等を勘案した上で、配当性向を当期純利益の概ね10%を目標として、株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当社は、年1回の期末配当を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当事業年度においては、コロナ禍における今後の積極的な成長投資の重要性、将来における資金需要等を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実に経営上の重要課題の一つと認識しております。

この考え方に基づき、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a．会社の機関の内容

当社は、監査役会設置会社として、株主総会、取締役会のほか、監査役会及び会計監査人を会社の機関として設置しております。

b．取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。取締役会は原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。なお、取締役会の構成員は以下のとおりであります。

河合 達明（代表取締役）
河合 智行（専務取締役）
鷲野 真（取締役）
酒井 康成（取締役）
山田 美典（社外取締役）

c．監査役会・監査役

当社の監査役会は監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成され、3名全員が社外監査役であります。監査役は取締役会に参加して意見を述べるほか、定期的に内部監査室及び監査法人を交えたミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。常勤監査役はこれらに加え、社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。また、監査役会は、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。なお、監査役会の構成員は以下のとおりであります。

東 健作（常勤監査役）
岩村 豊正（非常勤監査役）
大井 直樹（非常勤監査役）

d．会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

e．指名諮問委員会

株主総会に提出する取締役選任及び解任に関する議案内容について審議し、取締役会に報告及び提言しております。構成員の過半数を独立役員（社外取締役、社外監査役）が占めており、客観的で公平性確保に努めております。なお、指名諮問委員会の構成員は以下のとおりであります。

河合達明、河合智行、鷲野真、山田美典（委員長）、東健作、岩村豊正、大井直樹

f．報酬諮問委員会

取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めるとともに、個人別の報酬等の内容について審議しております。当事業年度においては2020年9月16日に開催し、2020年10月13日の取締役会にて報告及び2020年10月28日の取締役会にて決定しております。また、構成員の過半数を独立役員（社外取締役、社外監査役）が占めており、客観的で透明性確保に努めております。なお、報酬諮問委員会の構成員は以下のとおりであります。

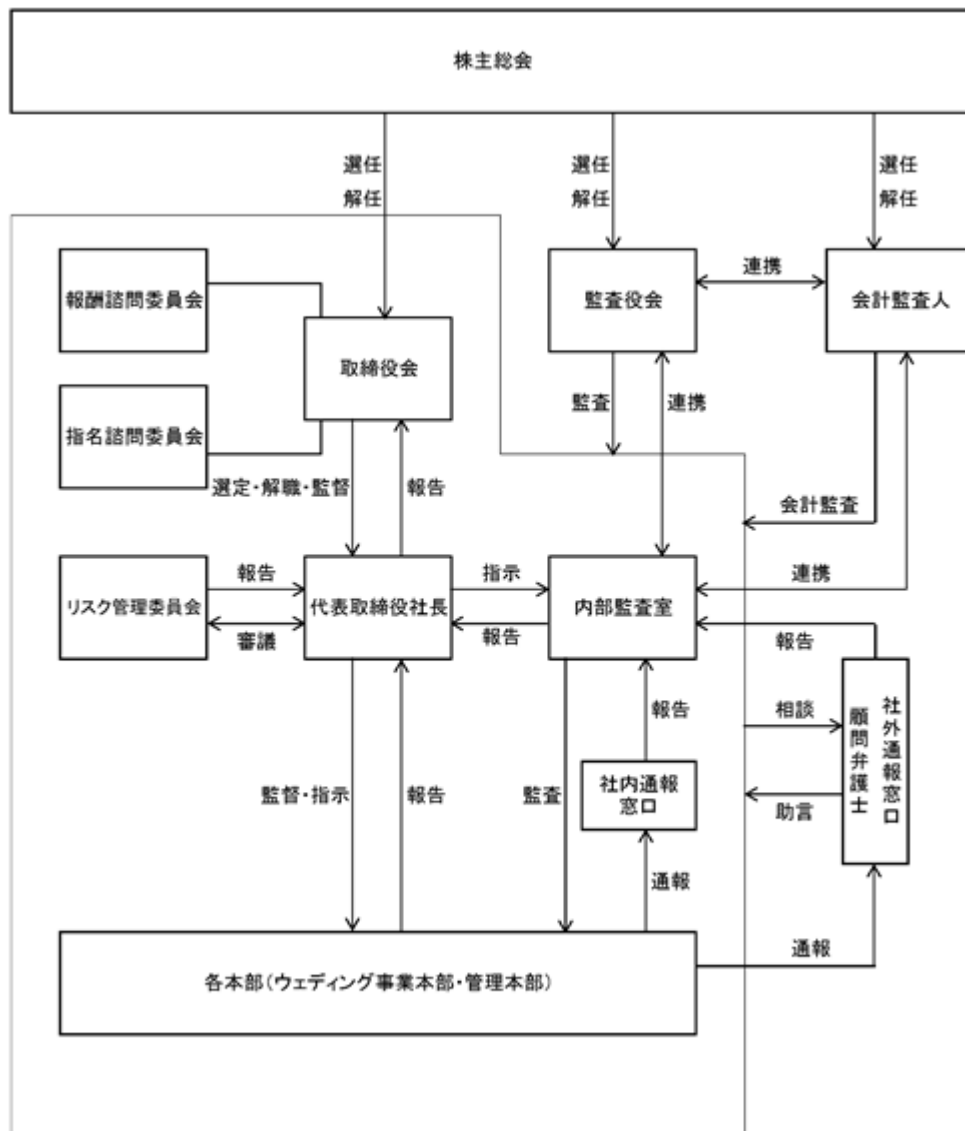
河合達明、河合智行、鷲野真、山田美典（委員長）、東健作、岩村豊正、大井直樹

g．リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長として、原則年4回開催されており、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対策を検討しております。なお、リスク管理委員会の構成員は以下のとおりであります。

河合達明（委員長）、河合智行、鷲野真、東健作、他従業員5名

なお、経営管理組織の模式図は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他事項

a . 内部統制システムの整備の状況

- 1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役への周知・徹底を行っております。
 - ・ 「コンプライアンス管理規程」を制定し、当社の役員及び使用人へ継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行っております。
 - ・ 「内部通報窓口に関する規程」を制定し、問題の早期発見に努めております。
- 2) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理しております。
 - ・ 取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。
 - ・ 各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示することとしております。
 - ・ 個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人及び特定個人情報等取扱規程」を明示し、周知徹底を行っております。

- 3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努めております。
 - ・リスク管理委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行っております。
 - ・緊急事態発生の際には、緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努めております。
- 4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて適時に開催しております。
 - ・業務分掌・職務権限・稟議に関する「決裁規程」を制定し、効率的に職務の遂行を行っております。
- 5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会は監査役との協議の上、人数及び権限等を決定し、任命することとしております。
 - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を得るものとしております。
- 6) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他法令に違反する事項を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとしております。
 - ・監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができるものとしております。
- 7) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社の監査役への報告を行った当社及び当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知徹底をしております。
- 8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理することを規程に明記しております。
- 9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っております。
 - ・監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、意思の疎通を図っております。
 - ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができるものとしております。
- 10) 当社及び当社子会社の反社会的勢力への対応
 - ・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、総務部を対応統括部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。
 - ・平素から外部専門機関と密接な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対応する体制を整備しております。
- 11) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は当社子会社にその事業方針、事業計画、営業成績、財務状況、決算等経営状況、その他重要な事項について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて主管部門が確認及び指導する。
 - ・当社及び当社子会社にとって重要な事項は必要に応じて当社の取締役会にて決議しております。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、リスク管理を強化するため、「リスク管理規程」を制定しております。また、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク情報に関して協議を行い具体的な対応策を検討しております。

また、「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行うとともに、「内部通報窓口に関する規程」を制定し、顧問弁護士を窓口とする社外通報窓口及び社内通報窓口を設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

加えて、高度な判断が必要とされる問題が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を得られる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。なお、当社の内部監査室が、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

「a. 内部統制システムの整備の状況 11) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に記載されたとおりであります。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低限度額としております。

e. 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

f. 役員賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

g. 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

h. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うためであります。

j. 中間配当制度に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

k. 自己の株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	河合 達明	1966年 1月21日生	1989年10月 株式会社ドウ・クレッセント入社 1993年 4月 株式会社真誠入社 1998年 4月 有限会社プラス (現:株式会社プラス) 設立 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 4	2,770,000
専務取締役	河合 智行	1970年 6月 1日生	1993年 1月 株式会社セガエンタープライゼス (現:株式会社セガ ゲームス) 入社 2005年 6月 当社入社 2008年 3月 当社管理本部長 2014年 7月 当社取締役管理本部長 2014年10月 当社取締役ウエディング事業本部長 2015年 8月 当社取締役管理本部長 2017年10月 当社専務取締役 (現任)	(注) 4	302,000
取締役	鷺野 真	1972年 9月 1日生	1991年 4月 株式会社東山会館入社 1997年 9月 株式会社インペリアルウイング八事迎賓館入社 2004年 9月 当社入社 2005年 1月 当社ブループラン支配人 2011年 6月 当社総支配人補佐 2015年 1月 当社総支配人 (現任) 2015年10月 当社取締役 (現任)	(注) 4	3,200
取締役 (非常勤)	酒井 康成	1982年11月13日生	2014年 4月 当社入社 2014年10月 当社取締役管理本部長 2014年11月 公認会計士登録 2015年 8月 当社取締役 (非常勤) (現任) 2015年 8月 酒井智義税理士事務所入所 (現任)	(注) 4	-
取締役 (非常勤)	山田 美典	1961年 9月 9日生	1988年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2006年 9月 あらた監査法人 (現: P w C あらた有限責任監査法人) 代表社員 2012年 7月 公認会計士山田美典事務所所長 (現任) 2012年12月 税理士山田美典事務所所長 (現任) 2013年 7月 日本公認会計士協会主任研究員 2015年 6月 株式会社東海理化社外監査役 (現任) 共和レザー株式会社監査役 2015年10月 当社社外取締役 (非常勤) (現任) 2016年 6月 トリニティ工業株式会社社外監査役 (現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	東 健作	1953年12月16日生	1978年4月 株式会社日本長期信用銀行(現:株式会社新生銀行)入行 1984年6月 経営学修士取得 1998年6月 スイス銀行株式会社(現:UBS銀行株式会社)転籍 1998年6月 SBCウォーバーグ証券株式会社(現:UBS証券株式会社)入社 投資銀行本部エグゼクティブ・ディレクター 2002年2月 同マネージング・ディレクター 2003年6月 ドイツ証券株式会社入社 投資銀行本部マネージング・ディレクター 2009年3月 法務博士(専門職)取得 2010年1月 独立行政法人勤労者退職金共済機構入構筆頭理事 2015年10月 同監事(非常勤) 2016年3月 株式会社エルフラット常勤社外監査役 2019年10月 当社社外監査役(常勤)(現任)	(注)5	-
監査役 (非常勤)	岩村 豊正	1968年9月2日生	1993年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2000年7月 岩村公認会計士事務所設立 代表(現任) 2004年11月 キャブ株式会社社外監査役(現任) 2006年8月 監査法人アンビシャス設立 代表社員 2008年3月 株式会社ブロンコピリー社外監査役(現任) 2008年10月 当社社外監査役(非常勤)(現任) 2015年10月 株式会社キャブ・ホールディングス社外監査役(現任) 2016年12月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役(現任) 2017年2月 株式会社Jサプライ社外監査役(現任) 株式会社URS社外監査役(現任) 2019年7月 監査法人コスモス代表社員(現任)	(注)5	4,000
監査役 (非常勤)	大井 直樹	1980年3月18日生	2004年11月 旧司法試験合格 2006年10月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業(現:渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)入所 2008年9月 間宮総合法律事務所開設 2013年11月 名古屋総合法律事務所入所 2015年4月 当社社外監査役(非常勤)(現任) 2015年5月 若山・大井総合法律事務所開設 共同代表(現任) 2017年4月 愛知大学法科大学院兼任教員企業法務担当(現任)	(注)5	-
計					3,079,200

- (注) 1. 取締役山田美典は、社外取締役であります。
2. 監査役東健作、岩村豊正及び大井直樹は、社外監査役であります。
3. 専務取締役河合智行は、代表取締役社長河合達明の弟であります。
4. 2021年10月27日開催の定時株主総会終結の時から、2023年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2019年10月30日開催の定時株主総会終結の時から、2023年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、取締役山田美典、監査役東健作、岩村豊正及び大井直樹を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

社外役員の状況

当社は社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役山田美典は、公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識と長年の企業監査において培われた豊富な見識を有していることから、当社の経営やコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外監査役東健作は、経営学修士及び法務博士（専門職）を取得しており、銀行・証券会社での海外勤務や共済機構で監査業務を担うなど、経営に関する豊富な業務経験と見識を有していることから、高い監査機能を期待できると判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役岩村豊正は、公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、高い監査機能を期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役大井直樹は、弁護士であり、法律に関する豊富な業務経験と高度な専門性を有していることから、高い監査機能を期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

また、本書提出日現在、社外監査役岩村豊正は当社の株式を4,000株保有しております。これらの関係以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として、株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する基準等を参考にしております。選任に当たっては、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、主に取締役会や監査役会を通じて、内部監査計画をはじめとした取り組み状況の報告並びに適宜内部監査の結果を受け、適法性、妥当性、効率性の観点から助言や提言をしており、会計監査人及び常勤監査役による監査状況、内部監査室による監査報告並びに内部統制の整備状況や評価結果について適宜情報共有を行い、十分な連携を確保しております。また、内部監査及び内部統制部門である内部監査室は、社外取締役及び社外監査役の必要とする情報を的確に提供できる支援体制を構築しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社監査役会は、適法かつ適正な経営を確保するために、社外監査役3名（うち1名は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する）により構成されており、当事業年度においては、毎月開催の定時監査役会に加え2回の臨時監査役会を開催致しました（合計14回開催）。個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

役員区分	氏名	監査役会（14回開催）	
		出席回数	出席率
常勤監査役（社外監査役）	東 健作	14回	100%
社外監査役	岩村 豊正	14回	100%
社外監査役	大井 直樹	14回	100%

各監査役は、取締役の職務の執行について、監査役会の定める監査役監査規程及び分担に従い監査を実施しており、取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて適切な助言・提言を行うとともに、監査役会においては、代表取締役社長との意見交換のほか、内部監査室及び社外取締役との連携、会計監査人との意見交換等を実施しております。

常勤監査役は、リスク管理委員会・支配人会議等の重要会議への出席のほか、年間の監査計画に基づき、代表取締役社長及び業務執行取締役との意見交換、店舗・本社部署の往査及び監査調書の作成、社外役員連絡会の主催、会計監査人との意見交換等のほか、日本監査役協会主催の研修会・講演会等への参加を通じ、監査品質の向上に努めております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として内部監査室（1名）を設置し、監査計画に基づき業務監査を実施しております。全部署を対象に内部管理体制の適切性や有効性を定期的に検証し、業務が適正に行われているかどうか監査を行っております。監査中把握された問題点等は、代表取締役社長や監査役への報告がなされております。報告された問題点については、代表取締役社長より改善指示が出され、速やかに改善が行われるようフォローアップ監査を実施しております。なお監査役と内部監査室は毎月打合せを実施しており、会計監査人と監査役、内部監査室とは四半期毎に三様監査会議を開催し、意見交換を実施しております。監査結果につきましては代表取締役社長及び取締役会へ報告しており、監査役及び会計監査人に対しても定期的に実施しております三様監査会議にて報告、共有しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

8年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 加藤 浩幸

指定有限責任社員 業務執行社員 内田 宏季

d. 監査業務に係る補助者の構成

当該監査業務に係る補助者は12名（公認会計士5名、その他7名）となっております。なお、有限責任 あずさ監査法人、業務監査を執行した公認会計士及びその補助者と当社の間には特別の利害関係はありません。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、更に監査実績などにより総合的に判断いたします。また、監査役会は会計監査人である監査法人の品質管理レビュー結果の説明を受けることにより、その独立性と専門性を確認しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提出いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。この評価については、当社の管理部門及び内部監査部門並びに会計監査人から、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施状況や品質等に関する情報を収集し、また、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき検討され、総合的に判断されます。

この評価の結果、当該事業年度において、監査役会は、会計監査人の監査の方法及び結果を相当と認め、会計監査人の再任に関する確認決議を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,000	-	14,000	-

提出会社に対する非監査業務の内容

該当事項はありません。

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。
- d. 監査報酬の決定方針
監査日数、監査人員、当社の規模・特性等を勘案して、その妥当性を精査し、監査役会の同意を得て決定しております。
- e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し検証した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等の内容は次のとおりであります。

- a. 基本報酬に関する方針
 - ・短期および中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬制度とする。
 - ・当社が重視する経営理念に基づき、職務・業績貢献及び経営状況等に見合った報酬とする。
 - ・客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定しステークホルダーから信頼される報酬制度とする。
- b. 報酬構成の概要
 - ・当社の役員報酬は「確定額報酬」が個人別の報酬等の額の全部を占める。
- c. 報酬水準
 - ・取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用のうえ、同業（結婚式業）・同規模（時価総額・営業利益等にて選定）の企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、相对比较及び検証をして決定する。
- d. 報酬の決定プロセス
 - ・取締役の報酬等の決定プロセスは、メンバーの過半数を独立役員（社外取締役、社外監査役）で構成する報酬諮問委員会において、会社の業績や経済情勢、個々の職責及び実績、過去の支給実績等を踏まえて審議し、客観的かつ透明性の確保に努めております。

当社の役員報酬については、株主総会決議により、取締役及び監査役の報酬等の限度額を決定しております。

取締役の報酬限度額は、2004年9月20日開催の第1回定時株主総会において年額3億円以内と決議されており、各取締役の報酬等の決定プロセスは、上述のとおりであります。当事業年度においては2020年9月16日に開催し、2020年10月13日の取締役会にて報告しております。それを踏まえて株主総会で承認された報酬総額の範囲内で2020年10月28日の取締役会にて審議及び決定しております。

監査役の報酬限度額は、2004年9月20日開催の第1回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、各監査役の報酬等については、会社の業績や経済情勢、個々の職責及び実績、過去の支給実績等を踏まえて監査役で審議し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を 除く)	135,000	135,000	-	-	-	4
社外取締役	3,500	3,500	-	-	-	2
社外監査役	12,300	12,300	-	-	-	3

(注) 上記には、2020年10月28日開催の第17回定時株主総会終結をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載してありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年8月1日から2021年7月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、2019年2月11日に子会社BRASS USA INC.、2020年9月16日に株式会社lyricsを設立しましたが、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催するセミナーへの参加、財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,982,087	2,387,639
売掛金	12,459	35,821
商品	64,038	60,810
貯蔵品	50,415	47,850
前払費用	86,979	89,801
未収還付法人税等	256,633	22,309
その他	144,541	76,428
貸倒引当金	413	2,961
流動資産合計	2,596,741	2,717,699
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,135,324	11,157,154
減価償却累計額及び減損損失累計額	4,418,944	5,076,963
建物(純額)	6,716,379	6,080,190
構築物	1,013,341	1,021,963
減価償却累計額及び減損損失累計額	565,968	614,929
構築物(純額)	447,373	407,033
機械及び装置	1,063	1,063
減価償却累計額及び減損損失累計額	795	836
機械及び装置(純額)	268	227
車両運搬具	31,827	20,129
減価償却累計額及び減損損失累計額	28,158	18,617
車両運搬具(純額)	3,668	1,511
工具、器具及び備品	1,461,924	1,481,648
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,087,930	1,275,136
工具、器具及び備品(純額)	373,993	206,512
土地	1,026,206	1,026,206
建設仮勘定	8,128	7,332
有形固定資産合計	8,576,017	7,729,014
無形固定資産		
のれん	20,867	9,980
ソフトウェア	53,282	54,308
その他	7,960	6,998
無形固定資産合計	82,110	71,287
投資その他の資産		
関係会社株式	48,443	98,443
出資金	50	50
差入保証金	509,718	510,817
長期前払費用	118,209	111,204
繰延税金資産	388,081	441,905
その他	1,797	1,735
投資その他の資産合計	1,066,300	1,164,155
固定資産合計	9,724,428	8,964,457
資産合計	12,321,169	11,682,156

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	134,468	386,258
短期借入金	1,300,000	-
1年内償還予定の社債	-	96,000
1年内返済予定の長期借入金	1,314,738,21	1,231,470,736
未払金	329,573	412,609
未払費用	75,154	98,930
未払法人税等	-	167,102
未払消費税等	42,727	252,340
前受金	1,816,800	1,140,853
その他	32,727	56,346
流動負債合計	4,205,273	4,081,177
固定負債		
社債	-	204,000
長期借入金	1,344,680,708	1,233,832,631
長期未払金	496,344	434,301
退職給付引当金	88,686	106,346
資産除去債務	398,463	402,394
その他	130,000	130,000
固定負債合計	5,794,203	5,109,673
負債合計	9,999,476	9,190,851
純資産の部		
株主資本		
資本金	534,556	100,000
資本剰余金		
資本準備金	514,556	514,556
その他資本剰余金	60,705	495,261
資本剰余金合計	575,261	1,009,817
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,261,814	1,431,426
利益剰余金合計	1,261,814	1,431,426
自己株式	49,938	49,938
株主資本合計	2,321,692	2,491,305
純資産合計	2,321,692	2,491,305
負債純資産合計	12,321,169	11,682,156

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)
売上高	7,987,918	9,343,894
売上原価		
商品期首たな卸高	44,598	64,038
当期商品仕入高	2,963,152	3,275,066
合計	3,007,751	3,339,104
他勘定振替高	1 45,407	1 48,000
商品期末たな卸高	64,038	60,810
商品売上原価	2,898,306	3,230,294
売上総利益	5,089,612	6,113,599
販売費及び一般管理費	2 6,079,564	2 5,785,796
営業利益又は営業損失()	989,951	327,802
営業外収益		
受取利息	15	23
受取賃貸料	43,115	43,334
雇用調整助成金	148,263	141,242
その他	7,903	27,192
営業外収益合計	199,298	211,792
営業外費用		
社債利息	-	591
支払利息	24,452	24,579
社債発行費	-	4,224
その他	2,830	652
営業外費用合計	27,282	30,048
経常利益又は経常損失()	817,936	509,547
特別利益		
固定資産売却益	-	3 3,593
特別利益合計	-	3,593
特別損失		
固定資産売却損	-	4 13
固定資産除却損	5 4,921	5 8,523
減損損失	6 373,667	6 221,708
特別損失合計	378,589	230,245
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,196,525	282,894
法人税、住民税及び事業税	14,762	167,106
法人税等還付税額	160,736	-
法人税等調整額	132,831	53,823
法人税等合計	13,142	113,282
当期純利益又は当期純損失()	1,183,382	169,612

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	534,556	514,556	60,705	575,261	2,513,708	2,513,708	-	3,623,525	3,623,525
当期変動額									
剰余金の配当					68,511	68,511		68,511	68,511
当期純損失 ()					1,183,382	1,183,382		1,183,382	1,183,382
自己株式の取得							49,938	49,938	49,938
当期変動額合計	-	-	-	-	1,251,894	1,251,894	49,938	1,301,832	1,301,832
当期末残高	534,556	514,556	60,705	575,261	1,261,814	1,261,814	49,938	2,321,692	2,321,692

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	534,556	514,556	60,705	575,261	1,261,814	1,261,814	49,938	2,321,692	2,321,692
当期変動額									
減資	434,556		434,556	434,556					
当期純利益					169,612	169,612		169,612	169,612
当期変動額合計	434,556	-	434,556	434,556	169,612	169,612	-	169,612	169,612
当期末残高	100,000	514,556	495,261	1,009,817	1,431,426	1,431,426	49,938	2,491,305	2,491,305

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,196,525	282,894
減価償却費	780,761	713,796
減損損失	373,667	221,708
のれん償却額	10,887	10,887
退職給付引当金の増減額(は減少)	12,189	17,659
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,697	2,547
受取利息及び受取配当金	16	23
支払利息及び社債利息	24,452	25,170
雇用調整助成金	-	141,242
有形固定資産除却損	4,921	8,523
固定資産売却損益(は益)	-	3,579
売上債権の増減額(は増加)	16,181	23,361
たな卸資産の増減額(は増加)	17,832	5,792
仕入債務の増減額(は減少)	211,094	251,790
未払消費税等の増減額(は減少)	42,727	209,612
前受金の増減額(は減少)	1,485,436	675,947
その他	301,773	80,779
小計	1,018,285	987,008
利息及び配当金の受取額	16	23
利息の支払額	24,435	24,681
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	203,224	250,663
雇用調整助成金の受取額	-	245,219
営業活動によるキャッシュ・フロー	790,641	1,458,233
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	40,273	40,272
定期預金の払戻による収入	40,270	40,270
有形固定資産の取得による支出	936,001	142,389
有形固定資産の売却による収入	-	8,347
無形固定資産の取得による支出	28,606	15,966
差入保証金の回収による収入	25,631	9,619
差入保証金の差入による支出	15,628	10,718
関係会社株式の取得による支出	-	50,000
その他	20	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	954,627	201,109
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	300,000	300,000
長期借入れによる収入	2,464,000	800,000
長期借入金の返済による支出	1,296,194	1,651,162
社債の発行による収入	-	300,000
自己株式の取得による支出	49,938	-
配当金の支払額	68,403	413
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,349,464	851,575
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,185,477	405,549
現金及び現金同等物の期首残高	756,340	1,941,818
現金及び現金同等物の期末残高	1,941,818	2,347,367

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては5年間で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	7,729,014
減損損失	221,708

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、店舗別に固定資産のグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りには、挙式の施行件数（以下「施行件数」という。）の過去実績及び現状の受注件数を基に策定された将来の施行件数や、新型コロナウイルス感染症収束後の割引前将来キャッシュ・フローの見積りにわたって平均単価が概ね一定であることに加えて、2022年までは同感染症拡大に伴う平均単価の下落の影響が残るものの、2023年以降は顧客の需要が同感染症拡大以前の水準に回復する等の仮定をしております。

しかしながら、当該算出方法、仮定について想定と異なる事態が生じた場合、翌事業年度以降の当社の業績が変動する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表及び株主資本等変動計算書)

前事業年度において、貸借対照表及び株主資本等変動計算書に表示していた「自己株式処分差益」は、当事業年度に減資に伴うその他資本剰余金が新たに発生したことを機に、財務諸表の一覧性向上の観点から、当事業年度より科目を集約し「その他資本剰余金」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表及び株主資本等変動計算書において、「その他資本剰余金」の「自己株式処分差益」に表示していた60,705千円は、「その他資本剰余金」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
現金及び預金	10,108千円	10,108千円
建物	643,908	612,117
土地	342,748	394,510
計	996,764	1,016,737

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
短期借入金	300,000千円	- 千円
1年内返済予定の長期借入金	573,821	537,694
長期借入金	1,806,982	1,703,147
計	2,680,803	2,240,841

2 貸出コミットメント契約等

当社は、今般の新型コロナウイルス感染拡大とその長期化に対する備えとして、手許資金を厚く保持し財務基盤の安定性をより一層高めるため、取引金融機関と貸出コミットメント契約及び実行可能期間付タームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
貸出コミットメントの総額	1,500,000千円	- 千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,500,000	-
実行可能期間付タームローンの総額	- 千円	800,000千円
借入実行残高	-	300,000
差引額	-	500,000

3 財務制限条項

(1) 当社が締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、決算期末時点の「有利子負債倍率：有利子負債 / { 税引後利益 + 減価償却費 - (設備投資金額 - 新規出店に関わる投資額 (出店に準ずるリニューアル投資を含む)) }」が15倍を超えた場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	75,000千円	75,000千円
長期借入金	325,000	250,000
計	400,000	325,000

(2) 当社が締結した貸出コミットメント契約の一部には財務制限条項が付されており、下記のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

純資産の部の金額を2019年7月期決算及び直前決算期のいずれか高い金額(2020年7月決算については2019年7月期決算の金額とする。)の75%以上に維持すること。

各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

なお、当貸出コミットメント契約は当事業年度において終了しております。

(3) 当社が締結した実行可能期限付タームローン契約には財務制限条項が付されており、下記のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

2021年7月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2020年7月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

2021年7月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	- 千円	- 千円
長期借入金	-	300,000
計	-	300,000

(4) 当社が締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、下記のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

2022年7月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期又は2021年7月決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上の金額に維持すること。

2022年7月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書における営業損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと(なお、初回の判定は、2021年7月期及び2022年7月期の数値を用いて行われる)。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	- 千円	25,008千円
長期借入金	-	66,656
計	-	91,664

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
販売費及び一般管理費への振替高	45,407千円	48,000千円
計	45,407	48,000

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度86%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度14%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
給与	1,728,579千円	1,853,633千円
広告宣伝費	789,954	699,097
退職給付費用	16,662	24,162
役員報酬	135,479	150,800
法定福利費	263,958	228,283
減価償却費	706,110	675,922
地代家賃	812,403	838,403
修繕費	96,491	76,223
備品・消耗品費	382,199	219,330
のれん償却額	10,887	10,887

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
車両運搬具	- 千円	2,251千円
一括償却資産	-	1,342
計	-	3,593

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
車両運搬具	- 千円	13千円
計	-	13

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)
建物	3,310千円	- 千円
構築物	-	7,943
工具、器具及び備品	891	208
その他	720	371
計	4,921	8,523

6 減損損失

前事業年度(自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
西日本(2店舗)	店舗設備	建物他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングをし、減損損失の認識を行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また、継続してマイナスとなる見込みである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(373,667千円)として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物344,384千円、構築物10,052千円、工具、器具及び備品19,230千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、対象資産は売却見込みがないため、正味売却価額はゼロとしております。

当事業年度(自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
西日本(1店舗)	店舗設備	建物他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングをし、減損損失の認識を行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また、継続してマイナスとなる見込みである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(221,708千円)として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物183,017千円、構築物1,912千円、工具、器具及び備品36,778千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、対象資産は売却見込みがないため、正味売却価額はゼロとしております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,709,300	-	-	5,709,300
合計	5,709,300	-	-	5,709,300
自己株式				
普通株式(注)	-	60,200	-	60,200
合計	-	60,200	-	60,200

(注) 普通株式の自己株式の増加60,200株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年10月30日 定時株主総会	普通株式	68,511	利益剰余金	12	2019年7月31日	2019年10月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,709,300	-	-	5,709,300
合計	5,709,300	-	-	5,709,300
自己株式				
普通株式（注）	60,200	-	-	60,200
合計	60,200	-	-	60,200

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
現金及び預金勘定	1,982,087千円	2,387,639千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	40,269千円	40,272千円
現金及び現金同等物	1,941,818千円	2,347,367千円

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
重要な資産除去債務の計上額	47,538千円	- 千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
1年内	430,185	430,185
1年超	6,308,275	5,893,039
合計	6,738,461	6,323,225

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に出店や社宅に関わる賃貸借契約等に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。社債、借入金、長期未払金は主に設備投資を目的としたものであり、償還日等は決算日後、最長で12年11ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」4.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、社内規程に従い、管理部が顧客ごとに期日及び残高を管理することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引については、取締役会で報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2020年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,982,087	1,982,087	-
(2) 売掛金	12,459	12,459	-
(3) 差入保証金	387,350	376,265	11,084
資産計	2,381,897	2,370,813	11,084
(1) 買掛金	134,468	134,468	-
(2) 短期借入金	300,000	300,000	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,473,821	1,473,821	-
(4) 長期借入金	4,680,708	4,682,467	1,758
(5) 長期未払金	496,344	495,677	666
負債計	7,085,342	7,086,434	1,092

当事業年度（2021年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,387,639	2,387,639	-
(2) 売掛金	35,821	35,821	-
(3) 差入保証金	387,350	379,268	8,081
資産計	2,810,811	2,802,729	8,081
(1) 買掛金	386,258	386,258	-
(2) 1年内償還予定の社債	96,000	96,000	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,470,736	1,470,736	-
(4) 社債	204,000	203,758	241
(5) 長期借入金	3,832,631	3,834,552	1,921
(6) 長期未払金	434,301	434,699	398
負債計	6,423,927	6,426,005	2,078

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等、適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年内償還予定の社債、(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金、(6) 長期未払金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
関係会社株式	48,443	98,443
出資金	50	50
差入保証金	122,368	123,466

関係会社株式及び出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

差入保証金の一部については、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「(3) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,982,087	-	-	-
売掛金	12,459	-	-	-
差入保証金	2,520	16,000	43,248	325,582
合計	1,997,067	16,000	43,248	325,582

当事業年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,387,639	-	-	-
売掛金	35,821	-	-	-
差入保証金	10,000	9,120	65,523	302,707
合計	2,433,461	9,120	65,523	302,707

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	-	-	-	-	-
長期借入金	1,473,821	1,411,009	1,163,563	892,143	618,947	595,046
長期未払金	-	62,043	62,043	62,043	62,043	248,172
合計	1,773,821	1,473,052	1,225,606	954,186	680,990	843,218

当事業年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	96,000	96,000	108,000	-	-	-
長期借入金	1,470,736	1,255,990	1,301,450	661,591	264,120	349,480
長期未払金	-	62,043	62,043	62,043	62,043	186,129
合計	1,566,736	1,414,033	1,471,493	723,634	326,163	535,609

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は98,443千円、前事業年度の貸借対照表計上額は48,443千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前事業年度(2020年7月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	139,310	61,814	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(2021年7月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	61,814	7,058	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法(自己都合退職による期末要支給額の100%を退職給付債務とする方法)を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)
退職給付引当金の期首残高	76,496千円	88,686千円
退職給付費用	16,662	24,162
退職給付の支払額	4,472	6,503
退職給付引当金の期末残高	88,686	106,346

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	88,686千円	106,346千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,686	106,346
退職給付引当金	88,686千円	106,346千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,686	106,346

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度	16,662千円	当事業年度	24,162千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	10,581	12,623
減価償却超過額	338,473	423,542
減損損失	215,919	300,453
退職給付引当金	27,138	36,615
資産除去債務	121,929	138,544
繰越欠損金	41,239	11,137
その他	26,606	14,254
繰延税金資産小計	781,888	937,171
評価性引当額(注)	317,399	416,463
繰延税金資産合計	464,488	520,707
繰延税金負債		
未収還付事業税	1,325	7,681
資産除去債務に対応する除去費用	75,082	71,121
繰延税金負債合計	76,407	78,802
繰延税金資産の純額	388,081	441,905

(注) 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、減損損失及び資産除去債務に係る評価性引当額の増加であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
法定実効税率	- %	34.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	2.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.0
住民税均等割	-	5.7
評価性引当額	-	18.6
税率変更による影響	-	18.8
その他	-	2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	40.0

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2021年7月15日付で資本金を100,000千円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.6%から34.4%に変更しております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は53,105千円増加し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

直営店舗施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間に応じて9～30年と見積り、割引率は0.08～2.15%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
期首残高	359,676千円	398,463千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	47,538	-
時の経過による調整額	3,954	3,930
資産除去債務の履行義務消滅による減少額	12,706	-
期末残高	398,463	402,394

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ウエディング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%を超える主要な得意先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%を超える主要な得意先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当社は、ウエディング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）

当社は、ウエディング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当社は、ウエディング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）

当社は、ウエディング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）	当事業年度 （自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）
1株当たり純資産額	410.98円	441.01円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（ ）	208.56円	30.02円

（注）1．当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）	当事業年度 （自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	1,183,382	169,612
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失（ ）（千円）	1,183,382	169,612
期中平均株式数（株）	5,673,962	5,649,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	11,135,324	21,829	-	11,157,154	5,076,963	658,019 (183,017)	6,080,190
構築物	1,013,341	18,709	10,086	1,021,963	614,929	51,105 (1,912)	407,033
機械及び装置	1,063	-	-	1,063	836	41	227
車両運搬具	31,827	-	11,697	20,129	18,617	991	1,511
工具、器具及び備品	1,461,924	41,537	21,813	1,481,648	1,275,136	205,207 (36,778)	206,512
土地	1,026,206	-	-	1,026,206	-	-	1,026,206
建設仮勘定	8,128	212,390	213,186	7,332	-	-	7,332
有形固定資産計	14,677,815	294,467	256,784	14,715,498	6,986,484	915,364 (221,708)	7,729,014
無形固定資産							
のれん	54,437	-	-	54,437	44,457	10,887	9,980
ソフトウェア	96,421	19,616	-	116,037	61,729	18,590	54,308
その他	17,015	-	-	17,015	10,016	962	6,998
無形固定資産計	167,873	19,616	-	187,490	116,202	30,439	71,287
長期前払費用	118,209	3,028	10,033	111,204	-	-	111,204

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	B. DRESSER丸の内店	12,014千円
工具、器具及び備品	B. DRESSER浜松店	7,641千円
工具、器具及び備品	B. DRESSER名古屋駅店	7,219千円
ソフトウェア	本社システム改修	18,776千円

2. 当期償却額のうち、()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 建設仮勘定の増加の主な内容は、上記衣裳店の工具、器具及び備品及び本社のソフトウェアによるものであります。
建設仮勘定の減少の主な内容は、上記衣裳店の工具、器具及び備品及び本社のソフトウェアによるものであります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回銀行保証付私募債	2021.2.25	-	300,000 (96,000)	0.27	なし	2024.2.22
合計	-	-	300,000 (96,000)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
96,000	96,000	108,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,473,821	1,470,736	0.43	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,680,708	3,832,631	0.42	2022年～ 2034年
長期未払金	496,344	434,301	0.13	2023年～ 2029年
合計	6,950,873	5,737,668	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及び長期未払金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,255,990	1,301,450	661,591	264,120
長期未払金	62,043	62,043	62,043	62,043

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	413	3,211	663	-	2,961

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	17,630
預金	
当座預金	687
普通預金	2,328,559
別段預金	490
定期預金	40,272
小計	2,370,009
合計	2,387,639

売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	35,190
その他	631
合計	35,821

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
12,459	183,496	160,134	35,821	81.7	48.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品及び貯蔵品

品目	金額(千円)
商品	
プランナー関連商品	50,736
厨房関連商品	10,073
小計	60,810
貯蔵品	
販促品	42,645
その他	5,204
小計	47,850
合計	108,660

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ムーブ	36,717
株式会社プーコニュ	29,433
株式会社大和	28,074
株式会社貸衣裳のマルイチ	16,702
株式会社セオリー	14,787
その他	260,544
合計	386,258

未払金

相手先	金額(千円)
未払給与	164,218
株式会社リクルートマーケティングパートナーズ	43,657
株式会社フォーディメンション	9,127
株式会社エイチームプライズ	6,307
ニュートラル株式会社	4,384
その他	184,913
合計	412,609

前受金

相手先	金額(千円)
一般顧客	1,140,853
合計	1,140,853

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,645,943	3,925,980	6,246,419	9,343,894
税引前当期純利益又は税引前 四半期純損失 ()(千円)	229,647	50,932	53,740	282,894
当期純利益又は四半期純損失 ()(千円)	165,929	48,090	59,143	169,612
1株当たり当期純利益又は1 株当たり四半期純損失() (円)	29.37	8.51	10.47	30.02

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ()(円)	29.37	20.86	1.96	40.49

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 https://www.brass.ne.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

(第17期)(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日) 2020年10月29日東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

(第17期)(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日) 2020年10月29日東海財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第18期第1四半期)(自 2020年8月1日 至 2020年10月31日) 2020年12月14日東海財務局長に提出。

(第18期第2四半期)(自 2020年11月1日 至 2021年1月31日) 2021年3月12日東海財務局長に提出。

(第18期第3四半期)(自 2021年2月1日 至 2021年4月30日) 2021年6月14日東海財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2021年7月14日東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年10月28日

株式会社プラス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 宏季
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プラスの2020年8月1日から2021年7月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラスの2021年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社プラスの2021年7月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、有形固定資産7,729百万円が計上されており、総資産11,682百万円に対して66.2%と高い割合を占めている。</p> <p>当該資産は（重要な会計方針）2.固定資産の減価償却の方法(1)有形固定資産に記載の方法で定期的に減価償却されるが、店舗を基本単位とした資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要となった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上される。</p> <p>株式会社プラスが営むウエディング事業においては、2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大による受注済の挙式披露宴の延期又はキャンセル及び新規受注の減少等により施行組数が大幅に減少したことを主因に、複数の店舗において継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候が認められている。このため、当事業年度において減損損失の認識の要否の判定が行われている。</p> <p>当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられているが、施行組数という不確実性が高い仮定が使用されている。これに係る経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候があると判断された店舗の将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について、経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <p>施行組数に関する仮定について、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年7月期の施行組数に関し、手続実施時点で確定している受注件数に対する比率が過年度の比率と著しく乖離していないことを確認した。 ・ 2023年7月期以降の施行組数に関し、過年度の施行組数と比較し合理的でない乖離が無い事を確認した。 <p>施行組数以外に関する仮定について、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注単価に関し、過年度の平均単価と比較し著しく乖離していないことを確認した。 ・ 原価率に関し、過年度の店舗全体の比率と比較し著しく乖離していないことを確認した。 <p>事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の将来キャッシュ・フローを独自に見積った。そのうえで、減損損失の認識の要否の判定に与える影響について検討した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プラスの2021年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社プラスが2021年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。